

令和3年12月吉日

## 預金規定改正のお知らせ

兵庫県信用組合

当組合は、口座解約手続きにおける「印鑑不要」の取扱いに伴い、下記の預金規定の改正を行います。

### 1. 対象となる預金規定

普通預金規定、無利息型普通預金規定、総合口座取引規定、総合口座取引規定（無利息型普通預金）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

### 2. 改正日

令和4年1月4日（火）

### 3. 主な改正内容

以下の規定の各条項に追加いたします。

「普通預金規定」11条、「無利息型普通預金規定」11条、「総合口座取引規定」14条、「総合口座取引規定（無利息型普通預金）」17条、「貯蓄預金規定」11条、「納税準備預金規定」11条

#### 追加条項の内容（共通）

##### （追加条項）

預金残高が1万円未満の場合には、第1項の届出の印章の持参は不要とし、個人である預金者本人の署名、通帳の持参および運転免許証等の写真付き本人確認書類の提示により解約します。

※印鑑不要の取扱いにかかる詳細については、「普通預金口座等解約手続きにおける『印鑑不要』の取扱い開始について」は別紙をご参照ください。

以上

令和3年12月吉日

〈別紙〉

## 普通預金口座等解約手続きにおける「印鑑不要」の取扱い開始について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合では、個人および個人事業主のお客さまを対象に預金残高が1万円未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金口座の解約手続きを、顔写真付本人確認書類のご提示により、届出印の押印を不要とし、解約手続きを簡略化いたします。

### 記

#### 印鑑不要の取扱条件

対象となるお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象となる口座	預金残高が1万円未満の 普通預金口座（総合口座、決済用預金口座を含む） 貯蓄預金口座、納税準備預金口座
手続きが必要な事項	○対象口座の預金者ご本人の来店 ○通帳およびキャッシュカードの持参 ○運転免許証等の顔写真付き本人確認書類の提示

※解約口座が当組合カードローンの返済口座に指定されている場合や、総合口座で定期預金残高があるものは取扱い不可とします。

※睡眠預金、休眠預金も取扱対象とします。

※写真付き本人確認書類の提示により本人が確認できる場合に限りです。

以 上



# 兵庫県信用組合